

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

企業内共済会制度の歴史(8)

住友予州親友会

・中央学院大学講師(企業福祉論)・(社)企業福祉・共済総合研究所専任講師 永野俊雄

鉱業における福利厚生と共済組合

鉱山、炭鉱における福利厚生制度の起源にあたる住宅、物品供給などの施設(制度)は、その立地条件から、比較的早く(明治時代)から発達を見た。また、大正時代に入ると鉱業界はさらに一段の飛躍を遂げ、この時期には福利厚生に関連する法律が制定された。「鉱業法」に加えて「鉱夫労役扶助規則」および「鉱夫健康保険法」が制定されたため、企業の公傷病死者に対する治療費、休業扶助料、遺族扶助料の支給義務が一層明確化されただけでなく、私傷病死者への救済がある程度国家的に保障されることになった。しかし法定の給付基準は中小企業を標準として定められたもので、大企業の支払能力から見れば低いものであった。そこで多くの企業では、法定の諸給付のほかに各種の福利厚生関係の諸制度を設けて従業員の救済に当たり、いわゆる企業の恩情の表現としていた。

従業員の扶助救済、福利増進の実施に際しては、多くの企業では共済団体との共同によって、その機能を果たしていた。最も広く見られた形態は、法定の扶助救済事業(例えば公傷病救済)の管理は企業の直営とし、それ以外の扶助救済事業(例えば私傷病救済)は共済組合に委ねる行き方であった。もちろん、共済組合といっても、当時のそれは企業と一体の関係にあり、運営経費その他の面で全面的に企業に依存してい

たから、共済組合からの給付も、企業の恩情の表現であることには変わりなかった。

鉱夫の業務上の負傷、疾病および死亡に対しては、鉱業法の規定する扶助があるといえども、公傷病以外の鉱夫の私傷病並びにその家族の災厄に対して何ら救済の手段がないということは、鉱夫の生活を安定させることができない。共済組合はこれらの目的を達成するために、鉱山経営者により設立されたもので、鉱夫または鉱夫および職員により構成される組合を総称するものである。

鉱山における共済組合は、1888(明治21)年古河阿仁鉱山において設立されたものが我国最初のもので、1889(明治22)年には日本石油会社共済組合が設立された。1917(大正6)年には全国の鉱業界で28の共済組合が設立された。

別子銅山の沿革

今回は数ある全国の鉱山の中から住友系列の別子銅山を取り上げ、共済組合が設立された大正時代から昭和初年にかけての時期に焦点を当ててみた。

別子銅山は愛媛県新居浜市にある鉱山で、1690(元禄3)年の発見以来、1973(昭和48)年までの約300年に亘って採掘が行なわれ、標高1300mの銅山峰の露頭から海面下950mのレベルにまで達した。

幕領の別子山村域に銅鉱が発見された翌1691年、大阪の泉屋（住友）の経営下を開坑した。産銅は逐年増加し、98-99年に年産1500tを超え、1銅山としては明治以前の産銅記録を作った。

1875年、泉屋は住友本社に改組され、別子はその直営となり、1927年独立の会社として住友別子鉱山(株)が設立され、以来1937年に住友鉱業、1946年に井華鉱業、1950年に別子鉱業、1952年に住友金属鉱山と逐次改組され、品位の低下と地圧の制御が困難となり、1973（昭和48）年に閉山した。

別子鉱業所における福利厚生制度

人事制度

別子鉱業所では、従業者を高等僱員・僱員と労働者に区分する身分制を実施し、処遇面で多くの格差を設けていた。前者は主として管理・監督、または調査・企画関係の仕事に従事し、後者は主として採鉱、選鉱、精錬やこれらに付帯する業務の実作業に従事した。高等僱員・僱員の給与は月給制であった。

一方、労働者は鉱山本来の作業（採鉱、選鉱、精錬など）に従事し鉱業法の適用を受ける鉱夫と、それ以外の非鉱夫（事務所給仕、山林・地所課などの労働者）に区分された。鉱夫、非鉱夫は、職務内容に応じて多くの職種に分けられ、賃金は日給制であった。

1916（大正5）年～1926（大正15）年頃の人員は、僱員、準備員は750～830人、労働者は4,800～5,600人であった。

教育制度

（1）講習所

別子鉱業所では、見習および養成の制度

を設け、必要に応じ、指導者をつけて技量を研鑽させた。1897（明治30）年5月以来、別子と新居浜に講習所を設け、未成年の労働者の教育を実施した。講師は別子鉱業所の僱員と住友惣開尋常高等小学校の教員が担当した。

（2）自彊舎

1912（明治45）年8月、別子鉱山山方で、飯場跡を鷺尾勘解治（後の労働課長、住友別子鉱山専務取締役、親友会会長）が借り受け、鷺尾の私塾として設立された。労働者とくに青年鉱夫の精神的な向上を図ることを目的とした。1926（大正15）年、別子大争議の後、別子鉱業所経営の施設として再興され、川口新田に本塾が、東平、四阪島に支塾が設置された。

福利厚生制度

（1）安米・特価米制度

安米制度は、坑内夫のうち、支柱夫・さく岩機夫・坑夫・坑内雑役夫に対して、所定日数就業した場合、就業日数に応じて、1ヶ月3斗（約45キログラム）まで市価より安く米を売り渡す制度で、制度自体は1702（元禄15）年から実施されていた。米の売渡し価格は明治30年代以来、並白米1升（約1.5キログラム）7銭とされた。1914（大正3）年にいったん廃止されたが、1917（大正6）年6月第一次大戦に伴う物価上昇の際、復活された。復活当時は売渡し数量を制限していたが、労働運動が進展する中で、1923（大正12）年10月改正され、就業1日につき1升（女子と日給70銭未満の者は6合）の割合で売り渡すこととされた。なお、別子鉱業所では幕末以来米飯確保などのため、新田を開き、田地を買収したが、安米・特価米の一部にその収納米が当てられ、1920（大正9）年には全体の四分の一に及

んだ。

これら安米および特価米の売渡しは、公傷休業中のものと私傷病休業中のものに対しても行なわれた。

1930（昭和5）年に安米制度は、他の恩恵的施設（制度）の廃止とともに廃止された。

（2）小学校

別子鉱業所は1895（明治28）年、新居浜（当初別子尋常高等小学校の分教場として開設、明治33年惣開尋常高等小学校として独立）に、明治34年四阪島、明治39年東平、1917（大正6）年端出場に、それぞれ私立の尋常高等小学校として開設し、従業者の子弟の教育を行なった。

（3）病院・診療所

別子鉱業所は、1883（明治16）年別子山村に私立病院を開設して以来、明治24年に金子村（現・新居浜市）に住友病院を、明治38年四阪島、東平、1917（大正6）年端出場にそれぞれ出張所を、1925（大正14）年筏津診療所を開設した。これらの医療施設には、合せて十数人の医師と数十人の看護婦を置き、公傷診療のほか本人・家族の私傷病を無料で診療し、地域住民の診療も行なった。

（4）社宅

労働者の社宅が東平、端出場、四阪島に設けられ、貸与された。また、社宅所在地に浴場を設け、本人、家族とも無料とした。なお、傭員については、新居浜、東平、端出場、四阪島に社宅を設けて貸与された。

（5）販売所

東平、端出場、新居浜、四阪島、筏津の各所に別子鉱業所直営の販売所が設けられ、ほとんどあらゆる日用品がほぼ原価に等しい価格（市価より20%安）で販売された。

（6）娯楽、慰安

5月1日から3日までの三日間山神祭

が行なわれ、余興として素人相撲大会・演芸会・芝居興行・映画上映などが実施された。また、11月の休日には親友会大会が行なわれ、陸上競技会などが実施された。そのほか東平、四阪島に各2000人を収容できる娯楽場を設け、随時映画上映、講演会などが実施された。また地区内にクラブを設け、各種の集会に利用できるようにした。

（7）扶助救済制度

別子鉱山における扶助救済制度には、法定の死傷病者災害扶助を基準に定められた「鉱夫労役扶助規則」があり、このほかに企業独自の別途積立制度によって従業員 の福利増進を図ろうとする「特別保護金給与規定」があり、また従業員とその家族の疾病治療救済を目的とする「労働者救済規則」を定め、さらに「住友予州親友会」（後述）の付属事業である交際部と互救部にも補助金を支出している。これらのうち法定の「扶助規則」と「特別保護金」と共済組合の「共済金」が主なものであるが、これらを合せるとその救済内容は、傷病手当、身体障害扶助、遺族扶助、養老金、貯蓄奨励金、見舞金、弔慰金、軍務手当、産婦救済、罹災者救済、貧困者救済というように極めて多方面に亘っている。

1) 特別保護金（特別保護金給与規定に基づく）

1916（大正5）年、住友家長の特旨を以って別途に積み立てられた基金の利子を充当する特別保護金制度が設けられた。これにより、養老金（勤続5年以上の退職者に支給）、私傷病手当、家族傷病見舞金、貯蓄奨励金（勤続満3年以上に達した者に日給40日分を支給）、弔慰金（本人、家族の死亡の場合に支給）、軍務手当（軍務に服するため、退職、欠勤の場合に支給）が支給された。（金額省略）

2) 扶助制度（（鉱夫・労役者扶助規則に基

づく)

鉱夫に対する保護立法として1916
(大正5)年、鉱夫労役扶助規則が制定さ
れたが、これに基づいて別子鉱業所では、
次のような扶助制度が設けられた。同所の
制度はおおむね国の扶助制度を上回り、ま
た法律上扶助義務のない非鉱夫についても、
ほぼ鉱夫と同様の制度が設けられた。

療養……所属病院マタハ嘱託医ニツキ、無料診療
休業扶助料……標準賃金(通常負傷前30日間ニ
支給ヲ受ケタ賃金ヲ就業日数デ割ッタ金額)ノ二
分ノ一

障害扶助料一号…終身ノ自用ヲ弁スル能ハサルモ
ノ 賃金250日分以上450日分
(170日分以上)

二号…終身労役ニ従事スルコト能ハサルモノ
賃金200日分以上375日分(150日分以上)

三号…従来ノ労役ニ従事スルコト能ハサルモノ、
健康旧ニ復スルコト能ハサルモノ、又ハ女子ノ外
貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ 賃金100日分以上3
00日分(100日分以上)

四号…身体ヲ障害シ旧ニ復スルコト能ハスト雖

引続キ従来ノ労役ニ従事スルコトヲ得ルモノ
賃金30日分以上150日分(30日分以上)

打切扶助料……賃金200日分以上450日分
(170日分以上)

遺族扶助料……賃金375日分

* ()内の数字は「鉱夫労役扶助規則」に定める
金額

この扶助制度は1926(大正15)年の
鉱夫扶助規則改正に伴い、改正された。

住友予州親友会

1920（大正9）年5月に住友予州親友会（以下親友会）が設立された。常備の労働者、請負人、傭員の一部などを会員とし、会員相互の意思疎通を図り、親睦と福利の増進を図ることを目的とした。その後1922（大正11）年1月の労働課発足後、親友会組織の整備を行ない、同会に工場委員会的な性格を持たせることにした。これは、1921（大正10）年に関西地方に起こった争議に関連して各企業で工場委員会を設け、住友でも伸銅所、鋳鋼所、電線製造所で工場協議会ないしは工場懇談会を設けたが、その例にならったものである。

親友会の会長には別子鋳業所長が就任し、東平、端出場、四阪島、新居浜と住友肥料製造所に各部会を設けた。そして傭員の中から甲種評議員を指名し、労働者の中から選挙によって乙種評議員を選出し、両者によって評議員会を組織し、各自意見を交換して事業上の意思疎通を図ることにした。

また、この組織整備に併せて、新たに互救部と鋳夫交際部を設けた。互救部は別子鋳業所からの補助金と会員の会費（毎月日給賃金の2割）を基金として、慶弔金支出、

出征見送り、葬儀手伝い、私傷病等救済金支出、非常貸出しなどの事業を行なった。

鋳夫交際部は古来から存在した鋳夫の友子同盟を改め、親友会の付属事業の一つにしたものである。同部は、採鋳課鋳夫中いわゆる坑夫取立を受けた者が加盟し、その事業として加盟者の交際費（毎月50銭）と別子鋳業所の補助金を基金にして、坑夫取立、浪客交際、慶弔救済などを行なった。

なお、友子同盟を引継いだ鋳夫交際部は1938（昭和13）年6月を以って解散した。

*友子制度に関しては「生涯総合福祉」No. 621を参照

親友会は1926（大正15）年6月より福祉部を新設し、趣味、娯楽、保健運動に関する事業を行なうようになった。具体的には陸上競技大会、活動写真映写会、運動講演会、神詣の会などの催し物を実施した。

組織運営規定（『日本鋳業発達史』（下巻2）P. 597-9、10より）

- (1) 会名…住友予州親友会互救部
- (2) 会員…鋳夫（役員ノ一部ヲ含ムモ互救ニ関シテハ何等ノ関係ナシ）
- (3) 会費…日給マタハ限（？）定賃金ノ百分二十
会費免除者一ヶ月実収入五円未満者
- (4) 会社補助…不明
- (5) 役員
会長…1名。別子鋳業所長ヲ補ス。会務ヲ総理ス。
副会長…1名、会長指名、会長ヲ補佐ス。
書記…若干名、会長指名。庶務会計を掌ル。
部会長…各部一各宛、会長指名。部会ノ会務ヲ処理ス。
甲種評議員…傭員、飯場頭ヨリ会長指名ス。

乙種評議員…労働者請負人中ヨリ選挙ス。

委員…相談会ニ出席スル外、幹事ト協力シテ本事業ニ尽カス。

世話役…常任世話役…会長指名ト会員選挙ノ二種アリ。

臨時世話役ハ必要ノ場合若干名ヲ常任幹事が委員中ヨリ委嘱ス。

世話役ハ幹事委員ヲ助け会員トノ間ニアリテ一切ノ世話ヲナス。

幹事…甲種評議員中ヨリ会長指名ス。内一人ヲ選任ス。会長ノ命ヲ受ケ、会務ヲ幹旋ス。

各任期ハ一ヶ年。

(4) 選任

乙種評議員選挙

選挙資格…満二十歳以上男子一年以上勤続者

被選挙資格…満二十五歳以上ノ男三年以上勤続者

選挙方法…単記無記名

委員選挙…乙種評議員中ヨリ連記無記名ニヨリ左に割合ニ選挙ス。

乙種評議員数	委員数
5名以上	2名
6名以上	3名
10名以上	4名
17名以上	5名
25名以上	6名

世話役選挙…会員三十名ヲ標準トシテ区ヲ設ケ、一区ニ一人ノ割合選挙資格、被選挙資格廿歳以上ノ男子ニテ一年以上勤続者。

(5) 会計

資金…会員ノ会費、会社ノ補助、寄附等

会計報告…各部会互救事項ハ評議員会等ニ報告シ其収支決算ハ年一回書記之ヲナス。

互救部ノ会計ハ本部ニ於テ統括ス。

部会ノ会計ハ幹事之レヲ掌ル。

親友会互救事業件数(昭和6年1月~12月)

社内機関誌『改善』(昭和7年7月号)の中の「親友会報」によると、この一年間の事業所別における互救事項の種類と件数は以下のようになっている。

	東平	端出場	新居浜	四阪島
出生祝	130	289	365	137
婚礼祝	7	29	53	10
初節句祝	36	91	112	34
凱旋及退営祝		3		
昇進祝	4	4		2
退会者餞別	12	45	74	25
不退会者餞別		28	38	8
公傷見舞	27	133	58	40
病氣見舞	164	626	340	117
看護見舞	4	8	3	2

産褥見舞	1	15	2	
災害見舞		2	2	
香典	28	71	101	20
弔慰金	6	3	8	2
見送	7	5		7
手伝	33	67	18	18
傷病救済			3	
出産救済			3	
雑費			5	

なお、1921（大正10）年度の同鉱業所における労働者の扶助救済実績の内訳は以下の通りである。これは特別保護金、扶助制度、親友会の給付の全体を1表にまとめたものである。

労働者救恤人員（大正10年度分）（単位：人）

種 別	扶助規則	特別保護金	共同救済会	計
傷病者手当	11,910	944	34,577	47,411
身体障害扶助	65			65
遺族扶助	15			15
養老金		595		595
貯蓄奨励金		464		464
見舞金		70		70
弔慰金		241		241
軍務手当（餞別）		30		30
産婦救済			693	693
罹災者救済			10	10
貧困者救済	11,990	2,344	35,260	49,594
計				

（『別子銅山』P.28・大正11年10月4日発行より）

別子鉱業所の鉱夫の場合、複数の扶助救済規則に守られて、当時の鉱山労働者としてはかなり手厚い福利厚生制度に恵まれていたと考えられる。

<引用・参考文献>

鉱山懇談会『日本鉱業発達史』下巻（2）（1993・原書房）

『住友別子鉱山史』下巻（1991・住友金属鉱山株式会社発行）

石黒定美著『別子銅山』（大正11年・非売品）

改善会編集『改善』（大正15年～昭和16年・新居浜市立別子銅山記念図書館所蔵）

間宏著『日本労務管理史研究』（1978・お茶の水書房）